

シリコンバレー進出の日系企業が直面するビザ問題について

サンフランシスコ事務所長 徳永 博昭

1. はじめに

最近、シリコンバレーに進出している日系企業から「ビザ審査が厳しくなった」と聞くことが増えた。移民法に詳しい弁護士によると、「9.11 米国同時多発テロ以降、ビザの審査が厳しくなっていたが、トランプ政権になってから審査がさらに厳格化され、資料の追加要求や面接時の質問が増えている」そうである。この背景には、トランプ大統領が2017年4月に、「バイ・アメリカン、ハイヤー・アメリカン¹」政策を強化するため、米国人雇用の維持・促進などを盛り込んだ大統領令に署名したことがある。そして、同年8月には、国務省のビザ審査マニュアルが改正され、より一層厳格な審査が行われるようになった。

ビザには滞在目的に応じた様々な種類があるが（表1）、その中でも特に、日本の企業が米国の関連会社に社員を派遣する場合に使われ、「駐在員ビザ」とも呼ばれている「L1 ビザ」については、「管理職」としての要件を満たしているか厳しく確認され、審査が長期化するとともに、最終的に申請が承認されないケースが増えてきている。

（表1）米国ビザの主な種類

B1	短期商用
B2	短期観光
L1	企業内転勤者
E1	貿易事業者
E2	投資事業者
H1B	特殊技能職

2. 日系企業のビザ申請に係る事例紹介

この駐在員のビザ問題に関して、シリコンバレー進出の日系企業にヒアリングを行ったので、以下のとおり一例として紹介する。

（1）想定以上に時間を要した事例

駐在員の交代時期に合わせ、後任者のL1ビザの取得手続きを例年どおりのスケジュールで進めていたところ、移民局から大量の質問と追加資料要求があったため、回答作成や資料準備に時間を要した。その結果、後任者の赴任が5ヶ月程度遅れ、その間の業務については、帰任予定者が残って対応した。これまでの倍近い質問等があり、ビザ審査が厳しくなっている状況について、事前に把握に努めておくべきだったと反省した。

¹ 米国製品を買い、米国人を雇うことを促す政策。

(2) ビザが不許可となった事例

駐在員交代にあたり、ビザ審査が厳しくなっている話は聞いていたので、例年より早めに、書類もしっかりと揃えた上で、L1 ビザの取得手続きを行った。赴任予定者は、海外駐在経験もあり、申し分ない人材と考えていたが、移民局から、管理職としての要件に関する追加質問が届いた。弁護士を通して回答を提出したが、赴任予定者の日本での職務及び米国で予定されている業務が、管理職としての要件を満たしていないと判断され、不許可通知が届いた。

(3) 2度目の申請で許可となった事例

駐在員の E2 ビザの更新時期になったため、顧問弁護士に手続きを依頼。必要書類を整え、移民局に申請した時点で、駐在員を面接に備えて一時帰国させた。しかし、ビザ取得時の事業計画と実績に大きな違いがあるとの理由で不許可とされ、駐在員はアメリカに再入国することが出来ない状態となった。すぐに顧問弁護士に相談し、不許可となった部分を補えるよう資料を整えて再申請したところ、約半年遅れとなったが無事にビザを更新することができた。

ここで紹介した事例はあくまで一例であり、従来どおり問題なくビザが取得できている企業もあるが、「ビザ審査が厳しくなった」という声は着実に増えている。特に、前述のとおり、L1 ビザは取得が厳しくなっており、移民局の統計データによると、トランプ政権発足前の 2016 会計年度と 2019 会計年度を比較すると、追加質問の割合は 32.1%から 53.7%に増加している一方で、ビザ承認率は 85.0%から 72.0%に低下している。

3. おわりに

米国でのビザ取得は厳しくなっているが、例えば L1 ビザから E ビザに変えたところ、ビザが取得できたという事例も聞いている。実際、今回ヒアリングした弁護士によると、企業規模や米国内での事業内容によっては、L1 ビザより E ビザの方が取得しやすい場合があるそうである。また、業種によってもビザの取得難易度は異なり、最近進出が多い飲食店などは、他業種より比較的ビザが取りやすいそうである。

今後、新規で米国ビザを申請する際には、他社の状況等もしっかり把握した上で、自社の駐在員にはどのビザが適当かを慎重に考える必要がある。当事務所では、常日頃から既進出日系企業から情報収集しているので、現状把握する際には是非ご一報いただきたい。